

赤穂市障がい者基幹相談支援センターの開設について

1. 開設目的

障がいのある人やそのご家族等からの様々な相談・困りごとなどに専門的に応じるとともに、既存の社会資源を有機的に結び付け、地域全体で支える仕組みと、障がい福祉の様々な課題を解決する体制づくりを推進するため、専門的な相談支援とそのコーディネート業務を担うため「赤穂市障がい者基幹相談支援センター」を開設する。

2. 開設日 平成29年4月1日 ※3日(月)運用開始

3. 委託先 医療法人千水会赤穂仁泉病院

4. 開設場所 赤穂市役所健康福祉部社会福祉課障がい福祉係内
電話 43-6837(直通) FAX 45-3396(社会福祉課)

5. 主な委託業務内容

(1) **基幹相談支援事業**

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人への相談等の業務を総合的に行う。

- ①精神保健福祉士等の資格を有する相談支援専門員が窓口、電話、訪問等で障がいに関連する一般的な相談に対応する。
- ②困難ケース等について関係機関と連携し問題解決を図る。
- ③研修会や事例検討会を開催するなど相談支援事業所と連携を図る。

(2) **地域生活支援拠点事業**

障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、地域にある様々な社会資源を有機的に結び付け必要に応じて適切な支援を図ることのできる体制を構築する。

- ① 関係機関等を結びつける中核的な役割を担う。「顔の見える関係性づくり」
- ② 事業所の利用状況・空き状況等を把握して、利用者の利便性の向上を図る。
- ③ 緊急時の受入、対応ができる仕組みを構築する。

(3) **障害者自立支援協議会運営事業**

障がい者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関すること、新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること等を協議会、専門部会で協議する。

- ① 協議会(全体会)を開催する。※差別解消地域協議会機能を兼ねる。
- ② 部会の仕組みを再構築し、必要に応じた部会を適宜開催する。

(4) **理解促進等推進事業**

障がいのある人への社会的障壁を除去するため、理解を深めるための研修・啓発を行うとともに、地域における自発的な取組みを支援することで、共生社会の実現を図る。

- ① 障がいのある人への理解を促進するため、市民や市職員に対して研修会や講演会を開催する。
- ② 障がいのある人やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。